

保護する責任？

—— 民間人保護の観点から ——

はじめに

「保護する責任 (responsibility to protect)」は、二〇〇一年にカナダ政府が主導した、「介入と国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty)」による人道介入に関する報告書『保護する責任：介入と国家主権に関する国際委員会による報告 (Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty)』(二〇〇一) (以下、『報告書』) で初めて発表されたフレームワークである。「保護する責任」は国家統治を政府の権利ではなく、責任として捉え直している点において非常に興味深い。このフレームワークでは、「保護する責任」を「予防する責任 (responsibility to prevent)」、「対処する責任 (responsibility to react)」、「そして「復興する責任 (responsibility to rebuild)」の三つにフェイズ分けがなされている。それぞれ三つのフェイズに様々な倫理的問題が潜んでいるが、「保護する責任」のフレームワークにおいて倫理的なジレ

眞 嶋 俊 造

ンマが最高潮に達する事柄の一つとして、ある国家において人権の大規模な蹂躪に代表される非人道的な状況が発生した場合に、その状況を阻止ないし緩和させるために軍事力を用いること、即ち人道的武力介入を挙げることができる。これを「保護する責任」のフレームワークにあてはめると、責任を果たしていない（果たす意思の無い、果たす能力の無い、またはその両方の）国家に対しては他の国が軍事力を用いてその責任を肩代わりすることが例外的に正当化されることになる。

確かに、一九七〇年代前半のクメール・ルージュ統治下のカンボジアや一九九〇年代中盤のルワンダ内戦に代表される大規模な人権の蹂躪や国際法の違反といった非常に極端な状況が発生した際に、それを阻止するために武力を行使することが例外的に正当化される可能性を完全に否定することはできないだろうし、極限状態における人道的武力介入の正当性を示すためには「保護する責任」という概念は非常に有効かつ有益であると考えられる。

しかし、二〇〇三年に開始されたイラク戦争以降、現在では人道

的武力介入という概念一般のみならず、「保護する責任」の妥当性についても懐疑的な風潮が強くなっているように思われる。例えば、アレックス・ベラミー (Alex Bellamy) は、イラク戦争の残した遺産として「善かれ悪しかれ世界の大多数の国々は、「アメリカを中心とした」連合国がそれぞれの目的に合うように人道的な理由を濫用して武力介入を正当化したのだと信じており……このことは、基本的人権の大規模な蹂躪が行われている時に行動を起こす必要性について、地球規模での意見の一致を活性化させる試みに水を注すことになるだろう」(Bellamy 2006, 231) と論じている。それに加えて、軍事力を用いた民間人保護を論じるにあたり必要不可欠と思われる考察——具体的には、武力介入によって保護されなかった民間人や武力介入の犠牲となった民間人を巡る倫理的諸問題についての検討——が「保護する責任」のフレームワークの内、「対処する責任」のフェイズにおいて選択肢の一つとして想定されている武力介入を巡る議論から抜け落ちていく。このことは民間人保護を巡る「保護する責任」の議論の大きな欠陥であると考えられる。

本稿の目的は、人道的武力介入の正当性の根拠になりうると考えられている「保護する責任」について、民間人保護の視座から建設的批判を行うことにある。しかし、「保護する責任」によって扱われている領域は広範に及び、その全てを網羅した議論を小稿で展開することは様々なリソースの面で事実上不可能であり、また必ずしも建設的な方向性であるとは考えられない。そこで、民間人保護という観点から「保護する責任」のうち「対処する責任」における選

択肢の一つとして想定されている武力介入と、それによって惹き起こされる諸問題に焦点を絞って議論を進める。

本稿は五つの節に分かれている。第一節では「保護する責任」の内、「対処する責任」で描かれている武力介入のためのフレームワークをどのような文脈で読むことができるかという観点から、武力行使の倫理を巡って従来からの標準的な議論であるところの「正戦論²⁾」との共通点と相違点を検討する。結論から言うと、「保護する責任」の議論は正戦論を人道的武力介入のために現代の状況に合うように仕立てた、ある意味では焼き直しに過ぎないことを示す。第二節では「保護する責任」における武力介入の概念が内在的に抱えるジレンマを検討することを通じて、このフレームワークの限界を明らかにする。第三節では武力介入によってもたらされる民間人が被る非人道的結果を償うための手段について考え、回復的正義の概念を導入することで「保護する責任」が抱える問題点が克服されるかどうかについて検討する。第四節では国際人道法における民間人犠牲者に対する補償の射程と限界を検討する。第五節では民間人犠牲者に対する回復的正義のあり方を模索し、補償の必要性を提案する。

一・「保護する責任」——人道的武力介入のための「新」正戦論

本節では「保護する責任」で描かれている武力介入をどのような

文脈で理解できるかという観点から、従来から武力行使の正当性を議論するフレームワークとして用いられてきた正戦論と比較し、その共通点と相違点を明らかにすることで、「保護する責任」において正戦論のエッセンスがどのようにして現代の国際関係の環境に合うように焼き直されてきたかを示す。

「保護する責任」における武力介入は正戦論を意識して描かれている。『報告書』では「正戦 (just war)」という言葉は使われていないが、その補足資料である『保護する責任：資料・参考文献・背景 (The Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background)』(以下、『資料』)の第六章では武力行使に関する倫理的伝統としての正戦論について短いながらも検討がなされており(一三九—四〇)、「正戦思考 (just war thinking)」と人道介入との包括的な基準との関連性は明確である(一四〇)と述べられている。特に、「保護する責任」における三つの柱の内の一つである「対処する責任」において、軍事介入を行う判断をする際に満たすべき基準として、「正しい機関 (right authority)」、「正当な理由 (just cause)」、「正当な意図 (right intention)」、「最終手段 (last resort)」、「比例した手段 (proportional means)」、「成功への」合理的見込み (reasonable prospects)」の六つを挙げている。これらの基準の多くは正戦論で用いられている用語をそのまま使っており、内容についてもほぼ同じである。このことから「保護する責任」の議論が正戦論の延長線上で展開されていることは明らかに見てとれる。

しかし、当然ながら「保護する責任」が提示する基準と正戦論に

よる基準には外見上と異なる点も散見する。以下、正戦論を踏まえた上で「保護する責任」のフレームワークにおいて民間人保護の問題と深く関わる二つの点について検討する。

第一に「正当な理由」の定義について正戦論と「保護する責任」の間に差異を見ることができよう。まず、正戦論を見てみよう。このフレームワークでは、戦争を開始する際に必要とされる正義の要件の一つである正当な理由は「不正な攻撃に対する防衛」、「不正に奪われたものの復旧」、そして「悪への懲罰」という三つの可能性がある」とジェームズ・ターナー・ジョンソン (James Turner Johnson) は指摘している (Johnson 1999, 28-9)。特に、「人道的武力介入については、正戦論のフレームワークにおいては「不正な攻撃を受けている他者の防衛」という文脈で議論されている(七五)。無辜の他者を防衛することはアンブロシウスやアウグステイヌスから始まるキリスト教に根差した正戦論の伝統であり、「戦争を開始する際に必要とされる正義は——もし必要であれば強制力を用いても——隣人を守る義務である」という概念から発展した」(七三—四)とジョンソンは論じている。

次に、「保護する責任」をみてみよう。このフレームワークでは、武力介入をする際の「正当な理由」とは民間人の人権保護としての他者防衛に特化しており、武力介入は大規模な殺戮や「民族浄化」が発生しているか、若しくは切迫した状況に対処するための例外的かつ特別な手段とされている。しかし、既に見たように無辜の者の防衛は正戦論では目新しいことではない。また、人権保護が戦争を

開始する正当な理由であるという議論は一九八〇年代にデーヴィッド・ルーバン (David Luban) が展開している (Luban 1980)。『資料』においてもルーバンの著作は参考文献として挙げられている (二五二)。

第二に、非戦闘員免除 (noncombatant immunity) の原則の扱いについて、「正戦論」と「保護する責任」の間に差異を見ることができよう。非戦闘員免除の原則は文字通り非戦闘員への直接攻撃を禁止するものである (Johnson 1999, 36)。非戦闘員免除の原則は正戦論において重要な位置を占めており、「絶対的な規則」 (Bellamy 2006, 132) として考えられている。

「保護する責任」では非戦闘員免除の原則が武力介入の原則として明示されていないことは当然であると考えられるかもしれない。その理由は、「保護する責任」に基づく武力介入のフレームワークでは、武力は常に敵戦闘員に向けて行使されていることが前提となっており、また民間人を保護することが存在理由であるが故に民間人への意図的な直接攻撃は想定していないことにある。その意味で、「保護する責任」においても非戦闘員免除の原則は絶対的であると考えることができよう。しかし、武力介入が行われる場合、錯誤による民間人への直接攻撃や、軍事作戦を遂行する上で民間人に対して付随的な被害を加える事態は、ほぼ不可避免的に発生する。この点については次節以降で詳しく検討していく。

本節では「保護する責任」と正戦論の共通点と相違点の検討を通して「保護する責任」が人道的武力介入のための新しい正戦論であ

ることを論じた。「保護する責任」において描かれている武力介入は、従来から正戦論において戦争を始める正当な理由として考えられてきた他者防衛を民間人保護として再構築することより、人権保護という人道的な目的を実現するための手段として位置付けられている。それでは、「保護する責任」は、果たして正戦論にも同様に内在する民間人保護に関するジレンマを克服することができるのであろうか。次節では「保護する責任」のフレームワークにおける民間人保護について批判的検討を行う。

二. 二つのジレンマ——「保護する責任」における民間人保護についての批判的検討

前節で示した「保護する責任」において描かれている武力介入の指針が、人道的武力介入のための新しい正戦論であることを受け、本節では「保護する責任」のフレームワークにおける民間人保護を巡るジレンマを中心に検討を行う。

「保護する責任」が人道的武力介入の正当性の根拠になるならば、まず問われるべきは保護対象の射程、つまり「誰を保護するのか」という問題であろう。保護される対象が誰であるかという問題については『報告書』で明らかにされているように、人道的武力介入の対象にされる国において人権を蹂躪されている人々、主に民間人ということになる。『報告書』では「人間保護作戦のための指針 (a doctrine for human protection operations)」(六六)として、その作

戦執行においては「全ての民間人に最大限の保護を保証すること」と「国際人道法を厳格に遵守すること」を原則として掲げている(六七)。

しかし、一般原則として民間人保護を掲げたとしても、人道的武力介入において軍事力の行使が伴う以上、それによって非人道的な結果——端的な例として犠牲者の発生——がほぼ必然的に惹き起こされる。その場合、誰が武力行使の犠牲者になるのかということが問題となる。この問題は「他国の民間人を保護するために自国の戦闘員を犠牲にすること」と「ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にすること」という二つのジレンマを提示する。以下、それら二つのジレンマについて検討する。

第一のジレンマは、「他国の民間人を保護するために自国の戦闘員を犠牲にすること」である。このジレンマは主に介入する側の国内的な問題と考えられる。マイケル・ウォルツァー (Michael Walzer) は、現代の民主政国家では自国の兵士が危険にさらされるような軍事力の行使に対して消極的であるという傾向を指摘している (Walzer 2004, 28)。「今日の民主政国家には『下層階級』や目に見えない、使い捨てられる市民はいないのであり、その共同体にとって明白な脅威が無い状況においては政治エリートさえ地球規模の法や秩序のために犠牲を出すことに積極的ではない」(二八—九)と論じている。『報告書』では「現実の問い」として「究極的には、果たして西側諸国は戦争犯罪や人権蹂躪や強制移住を阻止するために自国の兵士の生命を危険にさらすことに前向きであるか否か」

(六三)と指摘している。

しかし、「他国の民間人を保護するために自国の戦闘員を犠牲にする」という介入国の抱えるジレンマは、武力介入において「介入側が自国の戦闘員を保護するために標的国の民間人を犠牲にする」という、より深刻かつ重要な問題を提起する。つまり、介入国が自国の兵士を危険にさらすことに対してジレンマを強く感じている場合、武力介入においてはその目的であるはずの住民の人権保護より兵力保護 (force protection) が優先される事態を生じさせる。

当然ながら、武力介入において実際に地上軍が投入される場合には、戦闘地域において多かれ少なかれ兵士を危険にさらすことになる。また、投入された地上軍兵力が現地の軍や地元の武装勢力に軍事的に圧倒される事態は想定されうるし、また実際に起きている。このときに問題になるのは、果たして介入国政府は自国の兵士を犠牲にしてまで標的国の住民を保護する政治的意志があるか否かという点であり、往々にして介入側は住民保護よりも自国の兵士の安全を優先することがある。最も有名な事例の一つとして、一九九五年七月にボスニア内戦中のスレブレニツァでセルビア系武装勢力によるボスニア系住民の大量殺戮が介入軍によって阻止されなかった事件を挙げることができるだろう。当時、国連により安全地域の一つとして指定されたスレブレニツァには軽武装の四〇〇名のオランダ軍部隊が駐留していた。オランダ軍部隊は自らの兵力保護を優先し、ボスニア系セルビア軍を迎え入れ、結果として数千人のボスニア系イスラム教徒の民間人が虐殺されることになった。

兵力保護が民間人保護に優先される場合を念頭に置き、『報告書』は軍事介入の作戦原則として「兵力保護が主要な目標としてはならないということを受け入れる」(註三)ことを挙げており、また「介入軍の兵力保護は重要であるが、それを主要な目標とすることは決して許されるべきではない」(六七)とし、更に「兵力保護が第一の懸念となる場合には撤退——ひよつとすると新たな、より強固なイニシアティブが後に伴うかもしれない——が最善の方策となる」と論じている。確かにこの分析・政策提言は的を射ているように思われるが、実際には軍事作戦は介入国政府の国内及び対外政治情勢と複雑に結びついており、それらの変数によって時として自国の兵士を犠牲にして標的国の住民を保護するという政治的意志が決定されるとするならば、『報告書』の提言はあまりにも至極当然かつ単純であり、それ故に実質的な提言にはなっていない。

第二のジレンマは、「ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にすること」である。言い換えれば、人道的武力介入は「ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にする」、または「ある民間人を殺す(若しくは見殺しにする)ことにより他の民間人を保護する」というジレンマを常に抱えている。これは「保護する責任」、人道的武力介入、民間人保護について考えていく上で議論を避けられないジレンマであり、この問題から目を逸らすことは欺瞞以外の何物でもない。

武力行使が行われる場合、それがたとえ「保護する責任」が謳う住民の人権保護であったとしても、直接的または間接的に民間人

に対して危害を加える結果に至ることはほぼ不可避である。介入軍の軍事作戦が民間人に付随的に被害を与えたり、また錯誤や誤解により介入軍兵士が現地住民に軍事力行使したりすることは容易に想定でき、人道的武力介入の色彩の強い多くの武力紛争においても実際に発生している。介入側が現地武装勢力に攻撃を加えることにより武装勢力による現地住民への迫害を助長することや、逆に何らかの理由で介入側が民間人保護のための軍事作戦を展開しなかったことにより、武装勢力による民間人への迫害が野放しにされることが起こり得る。犠牲者の観点から見れば、武力行使は正当化され得ないというほぼ明白な事実と、人道的武力介入が民間人に危害を加える結果をもたらすというほぼ不可避的な事実との折り合いについては、「保護する責任」では明示的な検討が全くなされていない。

この民間人保護を巡る第二のジレンマは二つの大きな問題を提起する。一つは「果たしてこのジレンマを解決することができるのか否か」という問題であり、もう一つは「もし解決できるとするならばどうすれば解決することができるのか」という問題である。

結論から言うと、第一の問題に対する完全な解決方法は存在しないだろう。何故ならば、人道的武力介入を行うことにより、意図的ではないにしても副次的・付随的に民間人犠牲者を招く。また逆に、人道的武力介入を行わないことにより、ひよつとすると介入によって助けることができたかもしれない民間人に対して十分に有効な保護を与えることができず、結果として彼らを見捨てたという状況もまた想定される。

それでは、第二の問題はどうであろうか。これは第一の問題に依拠しており、第一の問題について完全な解決をすることが不可能であるとするならば、あまり意味をなさない。しかし、もし何らかの方法により多少なりとも、または部分的にでもジレンマが解決されるとするならば、その解決方法について検討する意義があるだろう。

この前提に立つた上で、次節では「ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にする」というジレンマの解決方法を探るために回復的正義の概念を援用することにより議論を進めるが、その前に「保護する責任」においてどのように民間人犠牲者の問題が扱われることになるかを明らかにし、その限界を指摘するために、民間人保護を巡る「比例の原則」(principle of proportionality)について検討する。

「戦闘における正義 (*ius in bello*)」における民間人保護のフレームワークは、「非戦闘員免除 (noncombatant immunity)」と「比例の原則」によつて成り立っている (Byers 2005, 115-126)。まず、非戦闘員保護の原則は、一九七七年ジュネーブ第一追加議定書 (AP(I)) における民間人の一般的保護 (第五一条第二項)、民間人を直接攻撃の対象にすることの禁止 (同第二項)、軍事目標と民間人や民間物とを区別しない無差別攻撃の禁止 (同第四項) に規定されている。また、比例の原則は一般的に攻撃手段とその結果得られる軍事的利益の均衡性という部脈で使われることが多いが、同議定書五一条第五項 (b) では、付随的な民間人の生命の喪失や負傷、民間物の損害、またそれらを引き起こすことが予期される攻撃が予測される具体的かつ直接的な軍事的利益に対して過度である場合に

ついてそれを無差別な攻撃と規定している点において、民間人保護の法的枠組みにも適用されている考えることができる。つまり、民間人保護における比例の原則は、軍事上の標的に対する攻撃が計画されているか、若しくは実際に遂行される時において、予期される軍事的利点が攻撃によつて惹き起こされる民間人への付随的被害に対して釣り合ったものでなくてはならないという規定として理解されよう。しかし同時に、攻撃によつて予期される軍事的利点がその攻撃による非戦闘員への被害に釣り合っている条件下において、非戦闘員に付随的に危害を及ぼすことが比例の原則において暗に許容されていると理解することもまた可能であろう。

民間人保護を巡る比例の原則の問題点は、解釈及び適用が柔軟であることに起因する曖昧性にある。問題の原因は、比例の原則においては攻撃による民間人への付随的被害は軍事的利点に釣り合つてなくてはならないというように漠然とした規定がなされている点にある。解釈や適用において柔軟であること自体は、必ずしも比例の原則が問題であることを意味するものではない。しかしながら、柔軟であるが故、釣り合っていることを示す具体的な程度や規模についての明示的な基準を提示していない点において、比例の原則における曖昧性が表れている。シドニー・ベイリー (Sydney Bailey) は比例の原則の性質について、「(釣り合いが取れているという判断は) 必然的に主観テストであり、軍事司令官による困難な判断を必要とするものであり、また決断に至るにあたっては冷静なデカルト的計算が必要である」(Bailey 1987, 28-9) と論じている。この意味

において、釣り合いが取れているという費用便益計算における均衡点は、比例の原則を利用する者の解釈と適用に左右されると言えよう。この特性は、民間人への被害の規模と程度における許容性に關して広範な解釈を可能にする。

以上の結果に加えて、比例の原則の解釈における曖昧さは、この原則の運用の恣意的な操作という可能性を孕んでいる。事実、主観的判断に基づくという特性に起因する比例の原則における曖昧性の問題は、軍事作戦において民間人に危害を及ぼすことを正当化するために利用される危険がある。トニー・コーテス(A.J. Coates)は、「比例の原則を誇張して、また無批判に適用することは一般的に見受けられる」(Coates 1997, 182)と指摘している。

比例の原則の政治的・軍事的操作の問題を浮き彫りにするため、正戦論における比例の原則とほぼ同一である国際人道法における比例の原則を例に取って考察してみる。その理由は、もし正戦論における比例の原則が実際の戦争や戦争行為の正当化に用いられる場合、国際法における比例の原則と同じ問題に直面するからである。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross, ICRC)による一九七七年ジュネーブ条約追加議定書の『注釈書(Commentary)』によると、「国際人道法における比例の原則は「ある程度まで主観的評価に基づいている」(ICRC 1987, 683)とされている。比例の原則の主観的特性は、少なくとも法律解釈という文脈においては問題が少ないだろう。何故ならば、国際人道法は、その条項は適切に解釈され適用されるという前提に基づいているから

である。条項の適用における国際人道法の立場は、注釈書における比例の原則に関する解釈がなされている箇所に表れている。『注釈書』は、「(比例の原則の)解釈は、軍事司令官達にとつてとりわけ常識と善意の問題でなければならぬし、彼らは慎重に人道的利益と軍事的利益を比較判断しなくてはならない」(六八三―四)と謳っている。

比例の原則は、果たしてこの原則が民間人保護のために善意に基づいて解釈・適用されるか否か、という問いを投げかける。この問いを検討するために軍事作戦の偶発的結果として生じる民間人への危害のことを婉曲に表現した「付随的被害(collateral damage)」について考えてみよう。軍における弁明者は、民間人保護に最大限の注意を払っていると論じる場合がある。例えば、英国防省報道官はイラク戦争における民間人死傷者に関して、「紛争中においては、民間人死傷者を最小限にするために多大な努力を払っていた」(Jeffrey 2003)という声明を出している。しかしながら、大規模な戦闘が行われた期間(二〇〇三年三月〜同五月)において数千人のイラク民間人が連合軍側により殺されたとされる(Iraq Body Count 2003)。果たしてこの規模の民間人死者が比例の原則を根拠として正当化されるか否かは議論されるべき点であり、また果たして実際には言い訳として比例の原則が用いられたのか否かについても検証されるべき余地がある。事実として、二〇〇五年一月にイラク中部ハダイタで起きた米海兵隊がイラク民間人を殺害した事件を始めとして、米軍による民間人殺害に関する事件が伝えられている

(Goldenberg 2006)。

つまり、民間人保護に適用される場合において、比例の原則は紛争における民間人死傷者の絶対数と全死傷者に対する相対比率を制限するための原則として理解されるのが適切であるが、この原則は具体的な値や基準を提示しないため、広範な解釈や適用が可能になる。また、解釈及び適用における柔軟性は比例の原則を曖昧なものにし、結果として政治的・軍事的な目的のために操作される危険がある。つまり、比例の原則の問題点は、この原則が機能しない点にあるのではなく、むしろ容易に濫用されてしまう危険性があるという点である。

本節では、前節で示した「保護する責任」において描かれている武力介入の指針が本質的には正戦論を焼き直しに過ぎないという議論を受け、民間人保護を巡ってそれらに共通する問題点について検討した。正戦論は「ある民間人を犠牲にして他の民間人を保護すること」のジレンマに対して比例の原則を用いる以上の答えを持たないが、これと同じことが「保護する責任」のフレームワークにおける人道的武力介入についても言えるだろう。つまり、比例の原則を恣意的に解釈・適用することによって政治・軍事目的に沿うように利用されるおそれがあるということである。ここで問題になるのは民間人犠牲者——攻撃により不正を被った人々——に対する正義の問題であろう。次節では民間人犠牲者と回復的正義の問題について検討する。

三．民間人犠牲者への回復的正義

「保護する責任」における武力介入の正当性の根拠に関する議論において欠落しているのは、人道的武力介入において最も深刻な問題は武力行使によって民間人への犠牲が惹き起こされる、という点である。人道的な目的で武力介入を行ったとしても、民間人を保護するための軍事力行使は、直接的または間接的に他の民間人の犠牲の上に成り立っている、という事実がある。人道的武力介入において軍事力が行使される以上、必然的に民間人への被害や損害は惹き起こされる。被害や損害を受けた民間人は、絶対的多数の民間人の保護という人道的武力介入の成功——つまり、正当化の根拠——に隠れた、忘れられた犠牲者である。勿論、人道的武力介入を国際的な公共政策として見るならば、幾人かの民間人犠牲者と引き換えに絶対的多数の民間人を保護できたというのは成功であり、正当な行為と考えられるかもしれない。しかし、その場合、人道的武力介入における本質的な問題は、大多数のために少数が犠牲になることが正当化されるという点にあり、また彼らの犠牲が語られることが少ないことにあると考えられる。

人道的武力介入において犠牲となった民間人は、不正を被った犠牲者である。何故なら、人道の名の下に行われた武力介入によって民間人が犠牲になることは、正義の概念に密接に関連した四つの要素とされる「公正」、「平等」、「応報」、「権利」(Shaw 1999, 217-8)の内、特に公正及び応報の面において明らかに反しており、

それ故に不正であると考えられる。公正及び応報の見地から言えば、何故、ある民間人が保護されるにも拘らず、他の民間人が犠牲になるのか、という問題が提示される。その理由は、人道的武力介入の対象となる全ての民間人は必要に応じて保護を享受する権利を等しく持つていると考えられるからである。

もし人道的武力介入において不正を被った——つまり、犠牲となった——民間人に対して介入国に過失責任があるとすれば、正義の概念から考えるに、介入国の政府は被害を受けた民間人の権利を擁護すること、つまり、(事前に)対策が取られなかったか、若しくは失敗した場合は事後的に)軍事力行使によって起こした不正に対する回復的措置が求められることになろう。ここにおいて問題となるのは、「回復的正義 (restorative justice)」である。マーガレット・ウォーカー (Margaret Urban Walker) は回復的正義の役割について、以下のように述べている。「回復的正義は犠牲者の窮状を中心に考え、犠牲者が苦しんだ害悪を純粹に修繕することに向けてのプロセス及び結果を方向づける」(Walker 2006, 217)。また、回復的正義という概念が狙いとするところは、具体的には「被害者の必要とするものを認識し、真実の究明、謝罪、原状回復、または補償という手段での回復義務を加害者に課すことによって、関係を回復すること」にあるとされ、更には国家や国際レベルにおいても同じ原理が働き、「真実究明委員会の設立や、被った政治的暴力に対処するための原状回復、教育、及び記念プログラムを実施することに合理的妥当性を与える」ものであると主張している(一五)。

回復的正義が指示することは、加害者に過失責任があった場合には、被害者に対して何らかの復旧や補償をするということである。人道的軍事介入における軍事力行使により介入軍が民間人を死傷させることに責任があるならば、介入した側の政府が犠牲となった民間人の権利を回復することが求められよう。それでは、どのような形で回復的措置が行われうるのであろうか。民間人犠牲者への回復的正義を実現する方法を検討するため、次節においては国際人道法のフレームワークにおける民間人犠牲者への回復的政治を実現するにあつての問題を概観し、この問題に対する法的アプローチが示唆するところと、その限界とを議論する。

四．民間人犠牲者に対する法的アプローチの限界

民間人への被害に関する補償については、ある紛争当事国による不法行為によって生じた被害や損害に対して当事国が補償の責任を負うこと、つまり補償の法的義務が課せられることが国際人道法で定められている。一九七七年ジュネーヴ条約第一追加議定書第九一によると、ジュネーヴ条約及び議定書の条項に違反した紛争当事国は案件が求める場合において補償する責任を追うことが定められている。また、この法規は慣習法的観点からも多くの国家によって慣行とされており、それは「国際及び非国際武力紛争に適用される国際慣習法の規範として」(Henchaerts and Doswald-Beck 2005, 537)履行されている。また、国内法・軍内規にも補償の問題は組み込ま

れている。例えば、英国国防省による『武力紛争法の手引き』(The *Manual of Law of Armed Conflict*)¹⁾では、補償ついて以下のように記述されている。

国際的な不法行為に責任を負う国家は、その行為によって生じた傷害・損害に対して完全補償をする義務が課されることは国際法の原理である。この原理は国家がその軍隊を構成する人員によって犯された法律違反に責任を負い、訴訟の求めるところにより補償する法的責任を負うという点において、武力紛争法にも及ぶ(四一八)。

当然ながら、民間人を殺害または迫害する行為は国際人道法違反であり、不法行為への法的責任を負い、国際人道法や軍内規で補償という形での回復の義務が課されている。また、人道的武力介入の事例に限らず、他の武力紛争においても実際に補償の慣行をみることもができる。例えば、イラクにおいて身柄拘束中に英軍兵士により不法に殺害されたイラク人ホテル受係バハ・ムサ(Baha Mousa)の家族に対し、英軍は金銭による補償を提案したと伝えられている(Johnson et al 2004)。また、二〇〇五年バスラにおいて、自国軍兵士を救出するために英軍が地元警察署へ強行突入した際にイラク民間人の死傷者が発生したが、これに対して英政府が補償をするという声明が在イラク英国領事館及びバスラ地方議会より出された(Russell 2005)。このように、民間人犠牲者への回復的措置が実施される場合、多くは金銭的補償という形で行われている。

しかしながら、民間人犠牲者への回復的正義の問題を法的フレー

ムワークにおいて論じることには、国際人道法の適用範囲という点において限界がある。この点を明確にするために、民間人犠牲者を二つの集団——(一)介入軍により直接的・意図的に攻撃目標とされて殺害若しくは負傷させられた民間人犠牲者と、(二)軍事目標への攻撃に付随して巻き添えとして犠牲になった民間人犠牲者——に分類して考えてみよう。先に見たように、国際人道法やそれに従って定められた軍内規によると、国家が法的責任を負うのは、その国に属する戦闘員による不法行為に止まる。つまり、法的責任を負うのは(一)の集団——介入軍による直接的・意図的に攻撃目標とされ殺害若しくは負傷させられた民間人犠牲者——に対してである。民間人を意図的に攻撃した場合や無差別攻撃を行った場合は当然ながら法的責任を問われる。しかし、戦闘員や軍事施設といった合法的な目標を攻撃したことに付随して発生した被害である場合、民間人への被害が攻撃のもたらした軍事的利得に対して比例の取れている——言い換えるならば、軍事目標への攻撃において住民に過度な付随的被害を与えていない、つまり均衡を保っている——ものであるならば、その攻撃は不法行為とはされない。従って、攻撃を行った側の国家は民間人への被害に関して法的責任を問われることは無い。このことは、攻撃の巻き添えになった民間人の被害が、攻撃によってもたらされる軍事的利得に対して釣り合っているとみなされる場合においては、(二)の集団——軍事目標への攻撃に付随して巻き添えとして犠牲になった民間人犠牲者——に対して、国家が法的責任を問われないことを意味する。この論理を敷衍すると、

軍事目標を攻撃する際に民間人に巻き添えの被害を与えることは、それが比較的小規模である場合において合法であり、攻撃した側は補償に関しては法的責任を問われまいということが帰結する。この点に鑑みるに、民間人犠牲者への回復的正義の問題を法的フレームワークにおいて論じることには限界があるということが明らかとなるであろう³⁾。

本節では、「保護する責任」が民間人保護のための軍事介入においてその作戦原則の根拠を置く国際人道法のフレームワークについて批判的に検討した。確かに、不法行為の結果としての民間人への被害に対して補償を規定する点において、国際人道法は回復的正義の概念がある程度まで体现していると見做すことができよう。しかし、法的アプローチの限界は、合法とされる攻撃において付随的に発生した民間人への被害に対する補償の規定がなされていない点にある。つまり、紛争当事者は軍事的目標物への攻撃が正当と見做される——つまり、①軍事目標を狙った攻撃であり、②その攻撃によって予測される軍事的利得が予期される付随的な民間人への被害との均衡を満たすとみなされる——場合において、その攻撃の結果として付随的に惹き起こされた民間人への被害に対して法的責任を負わないことになる。言い換えれば、国際人道法のフレームワークにおいては、攻撃による民間人の被害が付随的かつ軍事的利益に釣り合っている場合、紛争当事者は民間人への補償を免除される。この議論の帰結は、国際人道法においては、正当と見做される攻撃において被害を受けた民間人には不正の是正や正義の回復の権利が保

障されないということになる。

民間人保護における「保護する責任」の限界は、そのフレームワークにおいて民間人犠牲者への回復的正義という概念が欠落している点にある。回復的正義についての考慮の欠如は、正当とされる攻撃の結果として生じた民間人の被害に対する補償が「保護する責任」では全く論じられていないことから明らかである。「保護する責任」において民間人が被った危害についての考慮が欠落していることが深刻かつ重要な示唆をする理由は、合法的とされる攻撃の犠牲となった民間人が補償を受ける権利を無視していると解釈できるからである。この点において、民間人保護を倫理的に正当化するフレームワークとしての「保護する責任」の限界があると考えられよう。このことを踏まえた上で、次節では、人道的武力介入における民間人犠牲者の問題の解決法を模索し、新たな提案を行う。

五. 人道的武力介入における民間人犠牲者の問題の解決法

それでは、ある民間人を犠牲にした上で他の民間人を保護する、という人道的武力介入が抱える根本的な問題解決はあり得ないのであろうか。本節では、その可能性を模索し、暫定的な提案を試みる。これまで議論してきたように、人道的武力介入は必然的に民間人犠牲者を生み出し、またそれ無しには成り立たない活動である以上、如何なる場合においても武力によって民間人に危害を加えるこ

とが許されないという絶対的平和主義の立場においては、人道的武力介入を行うこと自体が論外であるし、そのため民間人保護の問題解決に結びつけることは不可能であろう。

しかしながら、不完全ではあるが、ある程度まで民間人犠牲者の問題を解決する方法、またはこの問題が惹き起こす困難を軽減する方法があるとすれば、犠牲者やその家族・親類への回復的措置を当事者に課すことが、有効な解決策の一つに考えられよう。具体的には、全ての民間人被害者への公式謝罪及び公正な補償という方法が考えられる。重要なことは、介入軍により意図的に殺害されたか、または介入軍による合法的な攻撃に巻き添えになって死傷したかといった国際人道法や正戦論における伝統的な線引きに囚われず、全ての民間人犠牲者は等しく紛争の犠牲者として、彼らの権利を擁護することにあり。言い換えれば、どのような状況で民間人が犠牲になったかが問題ではなく、人道的武力介入において犠牲になったということ自体を問題として捉え、不正により被害を受けた民間人犠牲者の権利を実質的に擁護することが、彼らが被った不正に対する正義の回復として大きな意味があると考えられる。何故ならば、意図的に殺害されることと、過失や巻き添えで死ぬこととの間に存在する違いよりも、どちらの場合も軍事力行使において由なく犠牲になったという点にこそ、重要な意味があると考えられるからである。

それでは、人道的武力介入における民間人犠牲者に対して回復的正義を実施するためには、どのような手段が考えられるだろうか。

か。ウォーカーは回復的措置を実現する方法として、「原状回復 (restitution)」、「補償 (compensation)」、「回復支援 (rehabilitation)」、「充足及び再発防止の保証 (satisfaction and guarantees of non-repetition)」の四つの分類を国際的に認められている基準として挙げている (11n8)。これらの方法は武力紛争終息後における復興プロセスの一環として有効かつ有益であり、それら四つの分類全てについて犠牲者への対処が検討され、また実施されることが望まれる。実際、ウォーカーは最近の事例として、アパルトヘイト後の南アフリカにおける「真実及び和解のための委員会 (The Committee for Truth and Reconciliation)」や、東ティモールの「受容・真実・和解のための民族委員会 (The National Commission for Reception, Truth, and Reconciliation)」を挙げている (一四一五)。

人道的武力介入における民間人犠牲者への回復的正義を実施するための方法として検討する場合に注意しなければならないことは、以上に挙げた四点の基準を満たすには、既に紛争が終息または終結して、復興プロセスが機能する状況が存在することが前提となることが多いことである。しかしながら、人道的武力介入が行われている状況においても、回復的措置の実施が必要となる場合もある。むしろ、介入が行われているまさにその時に人道上の問題、つまり民間人犠牲者の問題が起きた場合に、犠牲者への早急且つ公正な回復的正義の実現が求められる場合があるのではないだろうか。

では、武力介入が行われている状況下では、果たしてどのような

回復的正義を実現する措置があり得るだろうか。武力紛争下において、民間人犠牲者を擁護するための具体的な方法は現実的に考える
と補償と限定的な充足という二つに限られるかもしれない。その理由
は、もし紛争継続中において回復的措置の実施がなされる場合、
例えば誤爆によって破壊された家屋の原状回復をするための機会費
用という問題にあるだろう。また、犠牲者や家族への回復支援をす
るためにはある程度の時間と十分な人的・物的資源（例えば、医療
スタッフや医療設備）が必要であり、武力紛争という状況下におい
てそれらを確保すると同時に効率的かつ持続的な回復支援システム
の維持・運営の実行可能性もまた問題となるだろう。おそらく最も
現実的な解決策は、軍事作戦によって民間人または民間人所有物に
被害が出た場合、被害者に対して介入国政府による公式な謝罪、な
いしその被害に対して十分に見合った（または少なくとも、その
場しのぎであつても何らかの）補償を行う、ということが考えられ
よう。謝罪及び補償が共に行われる場合に「公正な基準によって
処遇されたという被害者自身の感覚を非常に高める」(Walker 2006,
216)と二点において、この二つの回復的措置を肯定的に評価す
ることができよう。

勿論、補償の問題ひとつを考えても、実際に履行するにあつて
は多くの問題が存在することは明らかである。被害額の算定に関
して、どのような基準が適用されるべきなのかについて、統一基準
を定めた方が良いのか、それとも現場司令官の裁量に任せるべきな
のかという問題や、被害額を算定するための調査（例えば、現場へ

の立ち入りや被害者からの事情聴取や近隣住民への聞き込み）が必
要となつた場合、物理面または安全面からのアクセス可能性の問題
等が想定される。また、金銭的保証さえすればよいのかという問題
や、クリストファー・カツツ (Christopher Kutz) が指摘するような、
「民間人犠牲者に対して不当に低い額の補償を行うことは倫理的に
齟齬する」(Kutz 2004, 292) という問題もあるだろう。しかし、そ
れらの困難が補償という形での回復的措置を実施しないことを正当
化する理由にならないことは、既にこれまでの議論において明らか
にされている。

回復的正義が履行される際において最も避けなくてはならないこ
とは、言うまでもないが、形ばかりの謝罪や名目ばかりの補償さえ
なされれば民間人を犠牲にしても何ら問題ないという誤った確信を
政治・軍事指導者に抱かすことにある。犠牲者への回復的措置を人
道的武力介入に伴う責任の一部として考え、またその責任を履行し
て初めて、人道的武力介入の人道性というものが初めて明確かつ明
白なものになり、それに従って初めて正当性を主張する余地が生ま
れるということ、政治・軍事指導者は心に留めておくべきであら
う。

結論

本稿では「保護する責任」への建設的批判を行うために、このフ
レームワークにおいて民間人保護の観点から最も問題となる武力介

入の問題に焦点を絞って検討してきた。「対処する責任」で描かれている武力介入における本質的な問題は、人道の名の下において行使された軍事力により民間人が犠牲になるということであり、人道的武力介入が民間人の犠牲を前提として行われるのも拘らず民間人犠牲者の権利を擁護することへの配慮が「対処する責任」における武力介入を巡る議論から欠如している点にあると論じた。また本稿では、不正を被った民間人犠牲者に対して彼らの権利を何らかの仕方ですら擁護し、正義を回復するための一つの方法として回復的措置、具体的には謝罪と補償が考えられること、またその道徳的必要性を論じた。おそらく、人道的武力介入における根本的な問題——ある民間人の犠牲の上に他の民間人を保護するということ——を完全に解決することはできないかもしれない。しかしながら、その問題解決へ向けての努力を継続することは部分的にはあるが可能であり、また必要であることは示されたと考える。

我々は人間として、武力紛争という過酷な状況下におかれている民間人を紛争から解放する義務があるのではないだろうか。もし武力行使が民間人を保護する唯一の選択肢であるならば、それを政策的に否定することはできないのかもしれない。しかし、それと同時に、我々は人道的武力行使によって犠牲になった民間人の権利を否定する立場にはない。勿論、如何なる形であれ軍事力の行使が行われるならば、保護されるべき民間人を犠牲にすることが避けられない。万が一人的武力介入が行われる場合、我々ができること、またなすべきことは、ある民間人を保護するために犠牲となった民間

人の存在を忘れないことであり、また彼らの権利を擁護し、蒙った不正に対して正義を回復するための努力を継続することにあるだろう。それ無くして人道的武力介入に多少なりとも人道性を見出すことは非常に困難であり、人道的武力介入は政治・軍事的オクシモロン (oxymoron) に過ぎない。「保護する責任」が指定する人道的武力介入に関する議論において民間人保護を巡る倫理諸問題を検討することにより、「保護する責任」は二一世紀の国際関係の指針として更に実り多いものとなるだろう。

註

- (1) 本稿では、「民間人」とは「軍事組織及びその指揮統制系統に属さず、かつ直接的な敵対行為に参加していない非戦闘員」と定義する。この定義はジュネーブ条約における「民間人」のそれとは必ずしも同じではないことに注意されたい。民間人 (civilian) は「文民」と訳されることが多いが、敢えて「民間人」という訳を用いることにより、本来の非戦闘員保護という国際法的な目的から考えるに、戦争や戦闘に関する政策決定やその執行について直接的に関与していない人々、という意味を前面に押し出す効果がある。
- (2) 正戦論のフレームワークについては、Johnson 1999, 27-38 参照。
- (3) このことは本文で論じたように必ずしも民間人犠牲者への復旧や補償の問題に対して法的フレームワークが意味を持たないということの意味するものではない。

参考文献

- Bailey, S. (1987), *War and Conscience in the Nuclear Age* (Basingstoke: MacMillan).

- Bellamy, A. (2006), *Just Wars: From Cicero to Iraq* (Cambridge: Polity).
- Byers, M. (2005), *War Law: Understanding International Law and Armed Conflict* (New York: Grove Press).
- Coates, A. (1997), *The Ethics of War* (Manchester: Manchester University Press).
- International Committee of the Red Cross (1987), *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (eds.) Sandoz, Y., Swinarski, C., Zimmermann, B., with Pictet, J. (Geneva: Martinus Nijhoff).
- Henchaerts, J., Doswald-Beck, L. (eds.) (2005), *Customary International Humanitarian Law* (Cambridge: Cambridge University Press).
- International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001), *Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (Ottawa: International Development Research Centre).
- (2001), *Responsibility to Protect: Research, Bibliography, background* (Ottawa: International Development Research Centre).
- Jeffery, S. (2003), 'War may have killed 10,000 civilians, researchers say', *Guardian* (13/6/2003), 18.
- Johnson, A., Elliott, F., Carrell, S. (2004), 'Iraq Abuse Scandal: Ministry of Defence Accused of Buying Silence of Families over Civilian Deaths', *Independent on Sunday* (20/6/2004), 13.
- Johnson, J. (1999), *Morality and Contemporary Warfare* (New Haven, CT: Yale University Press).
- Kutz, C. (2004), 'Justice and Reparations: The Cost of Memory and the Value of Talk', *Philosophy and Public Affairs* 32: 3, 277–312.
- Luban, D. (1980), 'Just War and Human Rights', *Philosophy and Public Affairs* 9: 2, 160–81
- Meggle, G. (ed.) (2004), *Ethics and Humanitarian Interventions* (Frankfurt: Ontos Verlag).
- Robert, A., Gueff, R. (eds.) (2000), *Documents on the Laws of War* 3rd ed. (Oxford:

Oxford University Press).

Russell, B. (2005), 'UK offers payout for victims of Basra raid', *Independent* (12/10/2005), 23.

Shaw, W. (1999), *Contemporary Ethics: Taking Account of Utilitarianism* (Oxford: Blackwell).

Walker, M. (2006), *Moral Repairs* (Cambridge: Cambridge University Press).

Walzer, M. (2004), 'The Argument about Humanitarian Intervention', in Meggle, G. (ed.), *Ethics and Humanitarian Interventions* (Frankfurt: Ontos Verlag), 21–35.

参考文献

- Goldberg, S. (2006), 'Marines may face trial over massacre', *Guardian* (27/5/2006), <http://www.guardian.co.uk/frontpage/story/0,,1784387,00.html>. Accessed on 14/12/2007.
- Iraq Body Count, http://www.iraqbodycount.org/database/bodycount_all.php?is=1149597599. Accessed on 14/12/2007.